



埼玉県報

第 3045 号
平成 30 年(2018 年)
10 月 12 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保健体育課）

告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（自動車税事務所）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 高等学校等奨学金の返還に係る未収金の収納事務委託の一部改正（教委・財務課）
- 高等学校等奨学金の返還に係る未収金の徴収事務委託（教委・財務課）
- 県道和光志木線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 道路の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県訓令第 1 号目次中訂正（文書課）

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（注）²中「²年間」を「これを使用することができる日から²年間」に、「行わない」を「行使しない」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千八十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇ㇿ	03C112006	一	船舶	平成三十年四月一日 ～ 平成三十年八月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
東京都江東区夢の島三丁目二番一号				
スバル興業株式会社 東京夢の島マリーナ				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
自動車税事務所		平成三十年九月十三日		

告 示

埼玉県告示第千八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木ビル

埼玉県三郷市高州二丁目四百四十九番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長 岩崎高治

東京都中央区日本橋二丁目六番三号

（変更後）株式会社コモディイイダ 代表取締役社長 岩崎吉春

東京都北区滝野川七丁目二十七番二号

ハ 変更年月日

平成三十年九月十六日

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース北本店

埼玉県北本市中丸七丁目百二十三番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ピアシテイ原馬室

埼玉県鴻巣市原馬室字上曾部百十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

関係小・中学校（鴻巣南小・松原小・馬室小・鴻巣西中・鴻巣南中）に連絡をとり、児童生徒の安全確保に万全を期してください。

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十年十一月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース越谷店

埼玉県越谷市宮本町五丁目百六十二番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース久喜店

埼玉県久喜市大字古久喜字市之坪二十三番一、七百六十三番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ ジャース川口店

埼玉県川口市大字新堀千百三十五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース新座店

埼玉県新座市野火止一―五百九十七―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース戸田店

埼玉県戸田市美女木一―三十一―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャース川越店

埼玉県川越市脇田新町十一―十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田実

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―八―六

（変更後） 北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

平成三十年七月二日外

ニ 届出年月日

平成三十年九月二十六日

二 縦覧期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千九十八号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成三十年十月十五日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千九十九号

測量計画機関であるさいたま地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま地方事務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市星の宮一丁目、二丁目、元町（再開発地区を除く。）

四 作業期間

平成三十年十月十五日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百号

平成三十年埼玉県告示第六百七十二号で公示した公共測量は、平成三十年九月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百一号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

久喜市

四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千百二号

平成三十年埼玉県告示第六百九十一号（高等学校等奨学金の返還に係る未収金の
収納事務委託）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

表中「平成三十二年三月三十一日」を「平成三十年八月三十一日」に改める。

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年十月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

委託内容	受託者の住所、名称及び代表者 氏名	委託期間
埼玉県高等学校等奨学金に関する条例（平成十八年埼玉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第二項の規定による廃止前の埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年埼玉県条例第四十一号）第七条の規定に基づく奨学金の返還に係る未収金の徴収事務	東京都中野区本町二丁目四十六番一号 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 代表取締役 大倉 雄一	平成三十年九月一日から平成三十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光志木線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>朝霞市朝志ヶ丘四丁目一七〇番七地先から 同市朝志ヶ丘四丁目一六八番 四地先まで</p>		区 間
<p>一四・〇九〇 一七・四九</p>	<p>八・九〇〇 一二・〇〇八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四六・五〇</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市上清久字蔵前八五七番三地先 から同市上清久字蔵前八四四番一 地先まで		区 間
一〇・四三 一三・八〇	一〇・二〇 一一・三一	敷地の幅員 (メートル)
五六・〇五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年十月十二日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 川越栗橋線 久喜市上清久字蔵前八五七番三地先から同市上清久字蔵前

八四四番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年十月十三日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年九月十九日

指令川建セ第二九〇〇三九一号

二 検査済証番号

平成三十年十月九日

川建セ第三〇〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字鹿下字宿六百五十七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字鹿下六百五十七番地九

岡崎 俊

正 誤

埼玉県訓令第一号（平成二十二年三月十二日第二千百六十五号）目次中訂正

誤

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令の制定

正

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令を廃止する訓令